

表258 食品等の官能検査（保健所）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第19条第2項	その他
魚介類	9,748	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	756	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,689	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1,242	2	2
	生食用冷凍鮮魚介類	648	-	-
	魚介類加工品（びん・かん詰除く）	5,877	2	2
	肉卵類及びその加工品（ 〃 ）	14,092	1	1
	乳、乳製品及び乳類加工品	9,521	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	2,665	-	-
	穀類及びその加工品（びん・かん詰除く）	4,305	-	-
	豆類及びその加工品（ 〃 ）	3,321	3	3
野菜類・果物及びその加工品（ 〃 ）	12,061	3	3	
菓子類	14,966	7	1	6
清涼飲料水	5,728	1	1	-
酒類	2,667	-	-	-
氷雪	422	-	-	-
水	676	-	-	-
かん詰びん詰食品	3,538	1	1	-
その他の食品	9,411	5	5	-
添加物及びその製剤	112	-	-	-
器具及び容器包装	2,242	-	-	-
おもちゃ	341	-	-	-
<b>総数</b>	<b>106,028</b>	<b>25</b>	<b>19</b>	<b>6</b>

資料：健康安全室